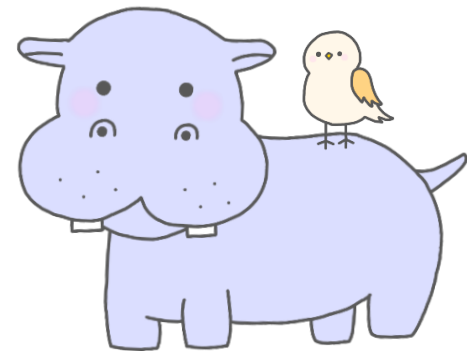


「経営者保証改革プログラム」を受けた  
経営者保証に依存しない融資を  
促進するための取組事例集



金融庁  
2024年6月



## <はじめに>

本事例集は、2022年12月公表の「経営者保証改革プログラム」（以下、プログラムという。）等を受け、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、ガイドラインという。）の活用を含め、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を更に加速させるため、金融機関において各種取組を検討する上での参考にしていただくよう公表するものです。

本事例集の作成にあたっては、金融機関から、経営者保証に依存しない融資を促進するための組織的な取組内容を提出いただき、金融庁において、他金融機関の参考になるものや横展開が可能なものを取りまとめております。

文中等における各種取組に対する評価等については、当該資料を作成した各金融機関における見解であり、当庁の見解を表したものではありません。



## <目次>

I

事業者のガバナンス等の改善に繋がった取組

◆ 事例1～事例6 ..... P3

II

経営者保証の徴求基準の見直しや柔軟化に関する取組

◆ 事例7～事例18 ..... P9

III

コベナンツ付保証契約の活用に関する取組

◆ 事例19～事例21 ..... P16

IV

既存の保証契約の適切な見直しに関する取組

◆ 事例22～事例25 ..... P18

V

ガイドラインやプログラムを営業現場の第一線まで浸透させるための取組

◆ 事例26～事例35 ..... P20

# I 事業者のガバナンス等の改善に繋がった取組

事例 I

信用金庫

経営者保証解除

法人個人の一体性解消

適時適切な情報開示

信用保証協会

保証の必要性等の説明

財務基盤強化

事業承継

取組前の  
事業者の状況

- 当社は、売上高約25億円、従業員数14人の鉄スクラップ卸売業者（スクラップ取扱量は地域有数）。
- 代表者が高齢なため、実子への事業承継を見据えて経営者保証の解除を要望しており、当庫と並行メイン行であるA銀行に対し、経営者保証解除の検討を依頼していた。
- しかし、経営者保証解除の検討は難航しており、事業承継が停滞していた。

取組の  
具体的な内容

金融機関からの指摘

- 当社の事業承継に対する課題やニーズをヒアリングした当庫担当者が当庫プロパー融資の経営者保証の解除について検討。
- 当社は、当庫のガイドラインの基準のうち「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」の要件について協議が必要な項目があったものの、当社の財務内容及び将来性に鑑み、経営者保証免除の方向で稟議を起案。
- また、同時に、上記項目を充足させるため、事業者の内部規定の整備等の伴走支援を行った。

事業者の対応

- 法人から経営者に対して事業上の必要性が認められない貸付金（法人成り前から契約している保険積立金）があり、経営者保証を外せない要因の一つとなっていた。
- 当該貸付金は役員退職金により相殺予定であったが、具体的な就業規則や退職金規定の整備がなされていなかったため、当庫及び事業承継引継ぎ支援センターの支援を受けながら、規定の整備を行った。

取組後の  
事業者の状況  
（経営者保証の状況  
を含む）

- 当社は、当庫のガイドラインの基準は満たしていないものの、顧客へのヒアリング及び伴走支援を行うことで、経営者保証は不要と判定。
- 当庫既存プロパー融資の経営者保証を免除するとともに、伴走支援型特別保証（経営者保証無）にてA銀行の保証協会付融資（経営者保証有）の肩代わりを実施。併せて、事業承継関連保証を活用し既存借入を借換えすることによって保証協会枠を有効活用し、新規融資（経営者保証無）を追加で実施。
- 事業承継が停滞する要因となっていた経営者保証に関する課題が解決し、大変喜んで頂けたとともに、他行では解決できなかった問題を当庫が解決したことで顧客との関係性がより強固となった。



II 徴求基準見直し

III コペナンツ活用

IV 既存保証見直し

V モニタリング・周知

# I 事業者のガバナンス等の改善に繋がった取組

## 事例 2

### 地域銀行

経営者保証解除

法人個人の一体性解消

適時適切な情報開示

信用保証協会

保証の必要性等の説明

財務基盤強化

事業承継

#### 取組前の 事業者の状況

- 当社は、売上高10百万円程度、従業員1名の不動産賃貸業。
- 2020年設立と業歴浅く、設立当初は所有する収益物件数も1棟と少ないほか、決算書を除く業況管理資料(試算表等)については作成の必要性を認識していなかったことから作成しておらず、ガイドラインの要件(財務情報の適時適切な開示)を充足しないことから、経営者保証を必要とする状況にあった。

#### 取組の 具体的な内容

##### 金融機関からの指摘

- 2023年7月に当社への与信案件を組成するにあたり、ガイドラインの「財務情報の適時適切な開示」の要件を充足していないことから、経営者保証が必要であることを経営者に説明。
- また、所有する収益物件が増えてきていることから、自社の経営状況を適時適切に把握するとともに保証契約の解除の可能性を高めるために、**定期的に業況管理資料を作成・提出するよう指導**を行った。

##### 事業者の対応

- 当社は、これまでは経営者保証を提供することは慣例だと考えていたが、当行からの指導を受け、**自社の経営状況を適時適切に把握し金融機関へ開示することの重要性を認識**。
- さらに、**財務状況を定期的に開示することで保証を解除することができるというメリット**があることを認識し、定期的に試算表を作成することとし、**実際に当社から定期的に試算表が提出されている**。

#### 取組後の 事業者の状況 (経営者保証の状況 を含む)

- 当社から試算表が提出され、将来にわたって「財務情報の適時適切な開示」の要件を充足する見込みがあるものと判断できたことから、**経営者保証の解除に至った**。



# I 事業者のガバナンス等の改善に繋がった取組

## 事例 3

### 信用金庫

経営者保証解除

法人個人の一体性解消

適時適切な情報開示

信用保証協会

保証の必要性等の説明

財務基盤強化

事業承継

#### 取組前の 事業者の状況

- 当社は、売上高約15億円、従業員数15人の宅地造成、販売、建築工事請負、売買を主業とする会社。
- 借入金以上の現預金を保有しており、短期・長期の安全性・利息等支払能力も問題なく、財務内容・営業基盤は確立されているが、当庫がメイン行でなかったこともあり、**試算表や不動産の販売情報などの開示が頻繁には行われておらず、適時適切な情報開示の点に懸念があった。**

#### 取組の 具体的な内容

##### 金融機関からの指摘

- 当社が代表者交代を実施し間もない頃に、当座貸越枠（ビジネスローン）更新の相談と併せて、旧代表者の経営者保証の解除についても相談があった。
- 「経営者保証に関するガイドライン」の3要件のうち、法人と経営者の資産の明確な分離、財務状況には問題はなく、**適時適切な情報開示による経営の透明性が確保されれば、経営者保証解除の可能性を検討できることを代表者に伝えた。**
- また、併せて、住宅ローンや商品不動産購入時の融資等の売上増加・収益性向上の支援や、ガバナンス等改善についての支援を行う旨を伝えた。

##### 事業者の対応

- 当庫からの説明を受け、**当社の代表者より、現状における販売状況や事業計画、業績見通し等について説明があった。**
- また、当社は更なる財務内容・収益性の向上に取り組むと共に、**適時適切な情報開示等のガバナンス等改善に向けた取組を今後も行っていく旨の言及があった。**

#### 取組後の 事業者の状況 (経営者保証の状況を含む)

- 代表者の交代時は本来であれば、旧代表者の経営者保証を解除する場合、新代表者との経営者保証契約締結をお願いするところ、**当社のガバナンス等改善に向けた取組姿勢等を勧案し、旧代表者の経営者保証を解除するとともに、新代表者から経営者保証を徴求しなかった。**





# I 事業者のガバナンス等の改善に繋がった取組

## 事例 4

### 地域銀行

経営者保証解除

法人個人の一体性解消

適時適切な情報開示

信用保証協会

保証の必要性等の説明

財務基盤強化

事業承継

#### 取組前の 事業者の状況

- 当社は、売上高約160億円、従業員数約150人の地場大手の酒類卸売業者。酒類業界の市場縮小や新型コロナウイルス感染症拡大により業績が悪化したほか、地震により本社社屋が被災し、事業運営に支障をきたしていた。
- 当社がこれまで策定した自社計画は、外部環境と自社内部環境への分析が不足しており、計画と実状には乖離が生じていた。また、営業面のPDCA管理や情報の適時適切な開示の観点でも課題があり、ガバナンスも十分に機能していなかったことから、長年に亘って業績低迷の負の循環に陥っていた。
- 経営陣の高齢化が進む中、事業承継を円滑に進めるため、既存貸出の経営者保証解除も課題の一つであった。

#### 取組の 具体的な内容

##### 金融機関からの指摘

- メイン行である当行は、収益力やガバナンス面の強化という課題解決に向け、**本格的な経営改善計画の策定とガバナンス体制の強化を提言**。
- 当行行員が約4か月間にわたり当社を訪問し、当社の経営状況を把握。課題の特定と改善の方向性について当社と協議を重ね、**当社から十分に納得を得た上で経営改善計画を策定**。
- 経営改善計画策定後の半年間は毎月（その後は四半期毎）経営協議会を開催し（当行及びサブ行が同席）、**計画のPDCA管理を支援**。

##### 事業者の対応

- 経営改善計画策定プロセスの中で、**改善活動に取り組む当社の能動的な姿勢が確認できた**。その後の計画のモニタリングにおいても、**ガバナンスが機能していることを確認できた**。
- 計画は順調に推移しており、経営協議会では、業績モニタリングのほか、時事の協議事項を持ち寄り、双方向の活発な議論ができる状況まで進展。

#### 取組後の 事業者の状況 (経営者保証の状況を含む)

- 本社新築資金（新規融資）は、不動産担保による保全確保やリスクに見合った貸出金利の設定等の代替手段を活用し、**経営者保証に依存しない形で協調融資を実現（協調他行も経営者保証なし）**。
- **業績改善が進んだことやガバナンス面の懸念が小さくなったこと等を受けて、既存貸出についても経営者保証を解除（サブ行も経営者保証解除）**。また、これまでの支援経緯や実績などを踏まえて、金利の一定の上乗せについて経営者から応諾をいただいた。



# I 事業者のガバナンス等の改善に繋がった取組

## 事例 5

### 地域銀行

経営者保証解除

法人個人の一体性解消

適時適切な情報開示

信用保証協会

保証の必要性等の説明

財務基盤強化

事業承継

#### 取組前の 事業者の状況

- ・ 当社は、売上高約140億円、従業員数140人の製材業。売上は増収基調にあったが、近年の木材仕入相場の上昇に伴い粗利率は低下傾向。
- ・ ①代表者の長男が役員に就任し後継者が明確になったため、**事業承継を見据え、経営者保証を解除すること**、②**事業拡大に伴う増加運転資金を確保すること**、③**資金繰り安定のため、既存債務の約定返済額の負担を軽減することを要望**していた。

#### 金融機関からの指摘・事業者の対応

#### 取組の 具体的な内容

- ・ メイン行である当行は、**売上が急拡大していることや、利益率が低下していることから、今後の設備投資の可否を含め事業計画作成の必要性を提案**した。
- ・ 当行が関与して事業計画を策定の上、当行がアレンジャーとなり、シンジケートローンを組成。増加運転資金と合わせ、リファイナンス資金にも対応することにより、約定返済額の負担軽減を図った。
- ・ また、**当社業績推移と計画の進捗状況を把握するため、主なコベナンツ条項として、純資産、利益維持条項以外に、書類提出条項（試算表・残表の提出、年度資金計画の提出）や事前承諾条項（担保制限、設備投資制限、有価証券投資制限）、正常運転資金維持条項（直前期末の正常運転資金×120%>本件シンジケートローン実残）等を付与**した。

#### 取組後の 事業者の状況 (経営者保証の状況 を含む)

- ・ 事業計画作成について合意が得られ、金融団にとってもシンジケートローンのコベナンツ条項により事業計画の進捗管理がスピーディに行える状況となった。
- ・ 当行はメイン行として伴走支援が行える体制となり、本件により当社から**より確実な情報開示が行われるようになったこと、財務基盤についても今後改善が見込まれることから、保証免除に応じた。**





# I 事業者のガバナンス等の改善に繋がった取組

## 事例 6

### 主要行等

経営者保証解除

法人個人の一体性解消

適時適切な情報開示

信用保証協会

保証の必要性等の説明

財務基盤強化

事業承継

### 取組前の 事業者の状況

- A社は、2016年7月設立の建築型卒業者。個人事業主を経て法人化。従業員は社長の妻と現場作業員の計3名。売上高約20百万円。
- B社は、1978年9月設立のカジュアルウェア卸売業者。従業員は40人程で、売上高約14億円。

### 取組の 具体的な内容

#### 金融機関からの指摘

- プログラムや監督指針改正により、保証取得理由等について客観的・具体的に説明することとしている。
- A社は、法人より経営者宛の貸付金があり、**法人と個人の一体性解消が必要である旨を経営者に説明。**
- B社は、**勘定科目明細等の資料をいただけないことを理由に保証取得している旨を経営者に説明。**

#### 事業者の対応

- 当行からの説明を受け、A社からは、「**指摘頂いた法人と個人の私的な貸借については、修正に向け税理士に相談する**」との回答を得た。
- また、B社からは、「**資料を開示すれば保証が外れるのか。次回より開示を検討する**」との回答を得た。

### 取組後の 事業者の状況 (経営者保証の状況を含む)

- 当行の説明を機にガバナンスに対する経営者の認識が変わり、今後、A社及びB社が具体的にガバナンス改善等に取り組むことが期待される。
- また、**実際に、A社及びB社がガバナンス改善等に取り組んだ場合は、経営者保証の解除についても検討できる。**



## II 経営者保証の徴求基準の見直しや柔軟化に関する取組

### 事例 7

#### 地域銀行

原則無保証

業務フローの見直し

債務者区分による判定

保証に依存しない商品

決裁権限の見直し

徴求基準の緩和

信用保証協会

#### 取組の概要

- プログラムへの対応のため、当行スタンス・行内規定等の見直しに至った。

#### 具体的な内容

- 「原則、経営者保証をいただかない」方針を対外公表し、同方針に沿って規定を変更し運用している。
- 新規のプロパー融資については**原則、経営者保証を徴求していない**。

### 事例 8

#### 信用金庫

原則無保証

業務フローの見直し

債務者区分による判定

保証に依存しない商品

決裁権限の見直し

徴求基準の緩和

信用保証協会

#### 取組の概要

- プロパー融資は、ガイドラインで示す要件を満たしていない場合でも、債務者の財務内容や経営姿勢を踏まえ、経営者保証を必要としない融資基準として、自己査定債務者区分による判定を取り入れた。

#### 具体的な内容

- 正常先は、経営が破綻する可能性が低いと判断されることから、原則としてすべて経営者保証不要とした。**
- 要注意先以下は、(ア)延滞の有無、(イ)債務超過の有無、(ウ)条件緩和の有無、(エ)経営支援の有無、を点検し、一つでも該当する場合は、ガイドラインの趣旨に基づく判定を行い、経営者保証の要否を検討することとした。**
- なお、保証協会付融資の保証要否の判定は、**新たに制定した協会保証付融資専用のチェックリスト**を使用し、保証協会の定める無保証対応要件について、保証協会と連携して保証要否の判定を行う態勢とした。

## II 経営者保証の徴求基準の見直しや柔軟化に関する取組

### 事例 9

#### 信用金庫

原則無保証

業務フローの見直し

債務者区分による判定

保証に依存しない商品

決裁権限の見直し

徴求基準の緩和

信用保証協会

#### 取組の概要

- プログラムの策定・公表、金融庁による「監督指針」改正、政府要請「個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組の促進について」等を受け、2023年4月より、融資関係規定の改正を行い、運用方法を変更した。

#### 具体的な内容

- 一部の例外を除き、**原則として経営者保証を求めない方針**を定め、**取組方針として公表**した。
- 加えて、**信用保証協会付保貸出等を含み、連帯保証人を徴求する場合は全て本部稟議**とすることにより、**経営者保証の必要性について本部において検証**を行うこととした。

### 事例 10

#### 信用金庫

原則無保証

業務フローの見直し

債務者区分による判定

保証に依存しない商品

決裁権限の見直し

徴求基準の緩和

信用保証協会

#### 取組の概要

- プログラムの施策に則り、個人保証を徴求する際の手続きの厳格化と経営者保証に依存しない融資慣行の確立に取り組んだ。

#### 具体的な内容

- 以下の融資案件について、**経営者保証（個人保証）を原則、不要**とした。
  - 取引実績があること、商品仕入れの反復利用先であること等の一定要件を満たす**商品用不動産仕入（商品担保）**
  - 物件単体での賃料収入にて返済が可能、法人のみの資産・収益力で返済が可能等の一定要件を満たす**収益物件購入・建築資金（物件担保）**
  - 賞与資金、売掛金回収までのつなぎ資金等、短期資金（手形・でんさい割引、決算資金）**
  - 十分な物上保証（物的担保:不動産担保）があること

## II 経営者保証の徴求基準の見直しや柔軟化に関する取組

### 事例 11

#### 地域銀行

原則無保証

業務フローの見直し

債務者区分による判定

保証に依存しない商品

決裁権限の見直し

徴求基準の緩和

信用保証協会

#### 取組の概要

- 2023年4月の監督指針改正等を踏まえ、より一層経営者保証に依存しない融資に取り組むため、行内格付を活用した運用目線を明示した。

#### 具体的な内容

- 正常先の中で最下位以外の区分は、原則として経営者保証を求めないこととした。また、正常先最下位区分であっても、経常運転資金を除く短期資金は、上位5区分と同様に原則として経営者保証を求めないこととした。
- 保全状況を踏まえた判断基準も示し、より一層柔軟に保証を求めない可能性を検討できる仕組みとしている。

### 事例 12

#### 信用金庫

原則無保証

業務フローの見直し

債務者区分による判定

保証に依存しない商品

決裁権限の見直し

徴求基準の緩和

信用保証協会

#### 取組の概要

- 監督指針改正を受けたガイドラインに対する新たな金庫の態勢整備、取組方針について経営陣にて検討・協議した。

#### 具体的な内容

- 2023年4月1日付で、事業性融資について原則経営者保証を求めないことを基本方針として、貸付規程、貸出権限規程、貸出事務取扱要領を改正。

## II 経営者保証の徴求基準の見直しや柔軟化に関する取組

### 事例 13

### 地域銀行

原則無保証

業務フローの見直し

債務者区分による判定

保証に依存しない商品

決裁権限の見直し

徴求基準の緩和

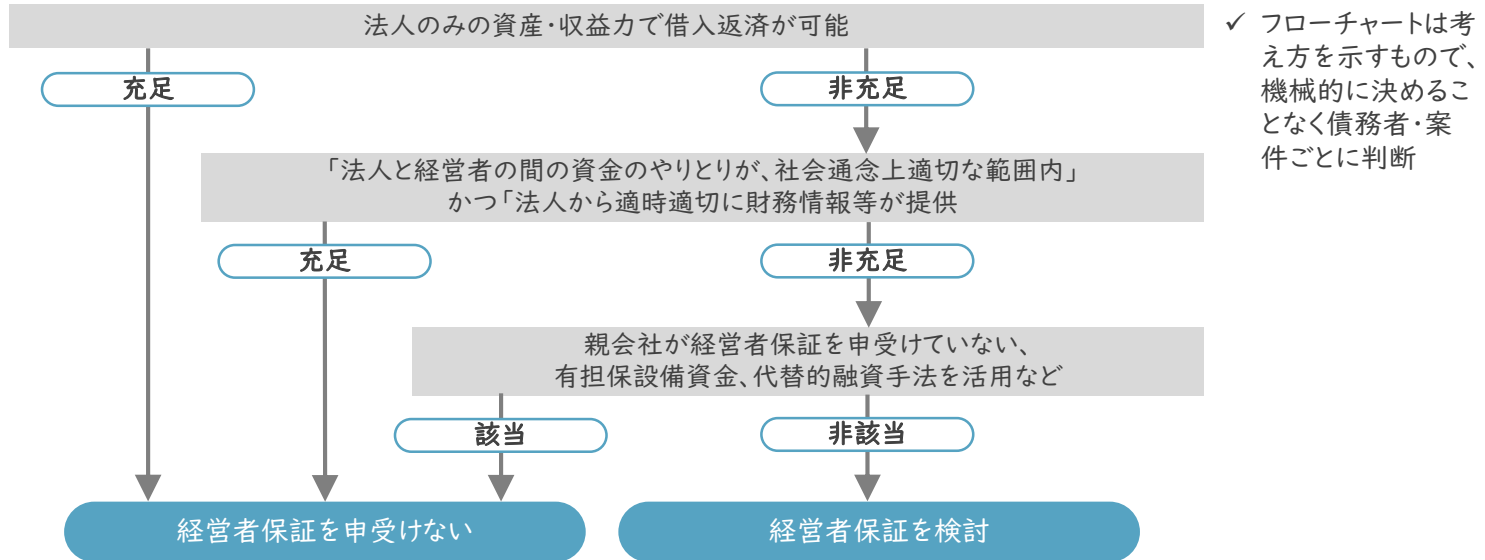
信用保証協会

#### 取組の概要

- プログラムの内容を踏まえ、思い切った事業展開や円滑な事業承継等を妨げる要因となり得る経営者保証について、当行としての方針を明確にする必要があると考え、取組方針の策定および経営者保証申受けの判断基準や決裁権限の見直しを実施。

#### 具体的な内容

- 「原則、経営者保証を申し受けない」とする取組方針に基づき、保証条件検討時のフローチャートを制定。



- 「法人のみの資産・収益力で借入返済が可能」と判断する行内基準を、従来の「短期借入金の額<現預金の額」or「約定弁済の額<CFの額」or「3期黒字かつ営業CFプラスかつ行内格付正常先7区分のうち上位5区分」から、「**2期黒字・資産超過・EBITDA 有利子負債倍率15倍以内**」に緩和。
- 無保証人扱いの権限を、本部決裁から営業店長決裁に緩和。**



## II 経営者保証の徴求基準の見直しや柔軟化に関する取組

### 事例 14

#### 信用金庫

原則無保証

業務フローの見直し

債務者区分による判定

保証に依存しない商品

決裁権限の見直し

徴求基準の緩和

信用保証協会

#### 取組の概要

- ガイドラインの趣旨を融資慣行として浸透・定着させるため、コロナ資金の元金返済開始やエネルギー・原材料価格上昇の影響を受けている事業者を対象とした「事業者特別支援ローン」を発売した。

#### 具体的な内容

<「事業者特別支援ローン」の概要>

- ① **無担保・無保証人、店舗長権限の融資商品とし、新規創業先も対象とした。**
- ② 所定のヒアリングシートを新設し、コロナ資金利用先全先をヒアリング対象としたほか、ヒアリングは融資条件とすることで元金返済の開始やエネルギー・原材料価格上昇の影響等を適時に把握し、円滑な資金供給に努めた。
- ③ 2024年3月末融資実績は272件、11.5億円となったほか、ヒアリングを通じて「ガイドラインの3要件」に対する事業者意識や「事業再構築・補助金の活用」などの意向調査を併せて実施することで、ガイドラインの趣旨の浸透・定着と伴走型支援の実現を目指した。

### 事例 15

#### 信用組合

原則無保証

業務フローの見直し

債務者区分による判定

保証に依存しない商品

決裁権限の見直し

徴求基準の緩和

信用保証協会

#### 取組の概要

- 融資稟議決裁権限規程において、部店長専決の無保証人での融資も可能としていたが、純新規先、保全不足、キャッシュフローと返済比率、格付けなどの条件が厳しく無保証人での融資ができない状況であった。
- また、営業店からは、相談から取組までのスピードを速めたいとの意見もあり、新商品を検討した。

#### 具体的な内容

- ガイドラインや融資推進も鑑みて常務会において協議し、**部店長専決の条件緩和と、新商品として部店長専決で金額30百万円まで、無担保や無保証人でも融資可能な商品を発売した。**

## II 経営者保証の徴求基準の見直しや柔軟化に関する取組

### 事例 16

#### 地域銀行

原則無保証

業務フローの見直し

債務者区分による判定

保証に依存しない商品

決裁権限の見直し

徴求基準の緩和

信用保証協会

#### 取組の概要

- プログラムの公表以降、本部と営業店が、経営者保証に依存しない融資の考え方を統一し、事業者の事業維持継続の支援のため取組を実施するに至った。

#### 具体的な内容

- 2023年4月に貸出権限規程を改訂。**経営者保証を徴求する稟議案件については全て本部申請とし、実際に経営者保証が必要かを営業店と検討を重ね、必要ないと判断できる事案には指導し理解を求めた。**
- 既存システム内の共有データベースに経営者保証に対するチェックリストや説明記録を営業店が登録し、本部と情報を共有し本部が登録内容のチェックを行っている。

### 事例 17

#### 信用金庫

原則無保証

業務フローの見直し

債務者区分による判定

保証に依存しない商品

決裁権限の見直し

徴求基準の緩和

信用保証協会

#### 取組の概要

- 経営者保証債務履行の場面で実際に回収できた事例がほぼ無く、貸出金回収局面での効果に疑問を抱いていた。
- 監督指針改正に伴い、経営者保証解除と事業者の事業継続・成長に向けた効果的な話し合いとの双方の目的を果たすための方法を検討。

#### 具体的な内容

- 従来は保証人無しで融資する場合は本部決裁を必要としていたが、変更後は、**保証人の有無を決裁権限判断基準から除外し、保証人無しの場合でもその他の基準を満たせば営業店長決裁**で融資できる取扱いに変更した。

# II 経営者保証の徴求基準の見直しや柔軟化に関する取組

## 事例 18

### 地域銀行

原則無保証

業務フローの見直し

債務者区分による判定

保証に依存しない商品

決裁権限の見直し

徴求基準の緩和

信用保証協会

### 取組の概要

- 当行が地域金融機関としてより一層、中小企業の思い切った事業展開や早期の事業再生、円滑な事業承継等を支援していくためには、「経営者保証に依存しない融資」を更に促進していく必要があるため、あらためて経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた態勢整備を行った。

### 具体的な内容

- 「ガイドラインの3要件」の判断基準を以下のように緩和化した。

<従業員50名以下の中小企業>

<中堅企業・従業員50名超の中小企業>

緩和前

法人・個人の分離	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 決算書に経営者に対する高額な賃料収入・貸付金・仮払金等がない</li> </ul>	<p>(中堅企業・従業員50名超の中小企業は経営管理体制が整備されている企業と見做しチェックは省略)</p>
ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 社内の経営管理体制が整備されている</li> </ul>	
情報開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>• B/S、P/Lの他、勘定科目明細、試算表、資金繰り表等の開示を拒むことはない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• B/S、P/Lの他、勘定科目明細、試算表、資金繰り表等の開示を拒むことはない</li> </ul>
財務基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 債務者区分が2期連続正常先である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 債務者区分が2期連続正常先である</li> </ul>

緩和後

法人・個人の分離	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 経営者個人等に対する貸付金(未収入金等を含む)や過度な役員報酬等(事業に従事していない家族等に対する過度な役員報酬を含む)がない</li> </ul>
情報開示「経営の透明性」	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 必要な財務等の情報を適時開示している</li> </ul>
法人のみの資産・収益力で借入返済が可能「財務基盤」	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 既存取引先: 既貸については約定通り返済を履行している。(条件変更がない)</li> <li>• 新規取引先: 今後、約定通りの返済が見込まれる</li> </ul>

## II 徴求基準見直し

事例 19

地域銀行

停止条件付保証

解除条件付保証

取組の概要

- プログラムにもとづき、経営者保証に依存しない融資慣行の確立をさらに加速させるため、経営者保証の機能を代替する融資手法を拡充し、**停止条件付保証契約および解除条件付保証契約の取扱いを開始した。**

- 停止条件付保証契約（2023年4月より取扱いを開始）

- 現時点ではガイドラインの3要件を充足しているが、将来未充足となる懸念があり、コベナンツ管理により、経営の規律付けが必要と考えられる法人を対象とした。
- 停止条件の対象となる主なコベナンツ内容

遵守事項	ガイドラインの遵守
報告事項	本契約の違反の発生または発生のおそれがある場合の報告 決算書の提出
事前承諾事項	重要な定款の変更 合併、会社分割、株式移転、事業もしくは重要な資産の譲渡

※業績の悪化のみで停止条件に抵触することがないように、財務要件はコベナンツに組入れていない。

- 解除条件付保証契約（2023年10月より取扱いを開始）

- 現時点ではガイドラインの3要件が未充足であるが、ガイドラインの充足に向けて、コベナンツ管理により、経営の規律付けが必要と考えられる法人を対象とした。
- 解除条件の対象となる主なコベナンツ内容

遵守事項	ガイドラインの遵守
報告事項	本契約の違反の発生または発生のおそれがある場合の報告 決算書の提出
事前承諾事項	重要な定款の変更 合併、会社分割、株式移転、事業もしくは重要な資産の譲渡
財務要件	経営の透明性確保 ・四半期ごとの試算表の提出等
	財務基盤の強化 ・償却前経常利益が2期連続赤字ではない ・直近期中で債務超過ではない ・EBITDA有利子倍率が15倍以内
	法人個人の一体性解消 ・法人と個人の資産、経理が明確に区別されている

※解除条件とする財務要件は、当行がガイドラインに基づいて導入した「経営者保証を不要とする財務基準」と同一とした。

具体的な内容

## 事例 20

## 信用組合

停止条件付保証

解除条件付保証

## 取組の概要

- 監督指針の改正を受け、2023年4月より経営者保証の取扱いを変更し、**融資実行日から3年経過後の応当日を保証解除申請可能日とする「保証約定書(解除申請可能)」を制定。**

## 具体的な内容

- 「特約付き特定保証約定書」の概要
  - 保証契約締結日から3年経過後の応当日において、特約条件を満たした場合に限り、保証債務が自動的に消滅する契約形態。
  - 解除条件を満たさなかった場合は、被保証債務が完済されるまで保証債務は継続。
- 解除条件
  - ① 応当日までの間に、信用組合取引約定書「期限の利益の喪失事由」のいずれにも該当していないこと。
  - ② 応当日までの間に、全ての被保証債務について、返済条件が変更されたことはないこと。
  - ③ 応当日までの間に、全ての被保証債務に関して、元本、利息ともに約定返済日を一度も遅延したことがなく、約定返済日の翌日以降の返済となったことがないこと。

## 事例 21

## 地域銀行

停止条件付保証

解除条件付保証

## 取組の概要

- プログラムの公表を受け、「解除条件付保証契約」の活用について、営業店向けに事務連絡文書を発出。

## 具体的な内容

<事務連絡文書の主な内容>

- 「解除条件付保証契約」には、取引先のガバナンスの強化、収益力・財務力の強化への動機付けとなる効果が期待される。
- 経営者保証を徴求する場合は、経営者に対する一定の「規律付け」、顧客自身のガバナンス維持・強化を目的として、原則として「解除条件付保証契約」を検討し、必要に応じて「停止条件付保証契約」も検討する。**
- 保証の提供を求める場合で「解除条件付保証契約」を選択しない場合、なぜ解除条件付保証契約を選択しないのかの理由を適切に記録する。



## 事例 22

## 地域銀行

既存保証(全般)

保証要否の見直し

保証の必要性等の説明

既存保証(根保証)

決裁権限の見直し

経営者保証解除

## 取組の概要

- プログラムへの対応のため、当行スタンス・行内規定等の見直しに至った。

## 具体的な内容

- 既存契約について、**営業店に正常先の経営者保証解除権限を付与し解除促進に努めている。**
- その結果、**2023年9月期は前期比6倍の保証人解除**に応じている。

## 事例 23

## 地域銀行

既存保証(全般)

保証要否の見直し

保証の必要性等の説明

既存保証(根保証)

決裁権限の見直し

経営者保証解除

## 取組の概要

- プログラムにもとづき、2023年3月までに締結した根保証契約先全先(約2,300先)に対して、2023年上半期中に保証解除可否を検討するとともに、保証を継続する場合には「保証の必要性」や「保証変更・解除の可能性」の説明を実施する方針とした。

## 具体的な内容

- 当行の規定上、根保証契約の保証期限は最長4年後となるため、保証期限の到来を待たず早期に保証解除要否を検討することによって、経営者保証に依存しない融資について行内浸透を図った。また、保証を解除せず継続する場合には、改めて「保証の必要性」や「保証変更・解除の可能性」を説明することとした。
- 既存根保証契約先全先をリスト化し、毎月の進捗を管理するとともに、各エリアを担当する審査マネージャーが、営業店を臨店する都度、勉強会を開催するなど指導を行った。また、根保証契約先への保証解除要否検討や保証説明の進捗が低い場合には、営業店の業績考課への反映を検討することとし、営業店に早期取組を促した。**
- 最終的には、**既存の根保証契約先のうち約半数の保証を解除。**保証を継続する先に対しても、相続中などのやむを得ない事情がある一部を除き**2023年9月までに対応を完了した。**

## 事例 24

## 信用金庫

既存保証(全般)

保証要否の見直し

保証の必要性等の説明

既存保証(根保証)

決裁権限の見直し

経営者保証解除

## 取組の概要

- 過去に徴求した保証人の解除の可能性を重点的に検討した。

## 具体的な内容

- 経営者保証不要と判定した法人など一定の要件を満たす場合は、原則過去に徴求した保証も解除できる**こととした。
- これにより、取引のある事業先数のうち90%程度の先について、プロパー融資が無保証対応となる予定。

## 事例 25

## 信用金庫

既存保証(全般)

保証要否の見直し

保証の必要性等の説明

既存保証(根保証)

決裁権限の見直し

経営者保証解除

## 取組の概要

- プログラムの公表を受け、「2023年3月31日以前に契約締結した限定根保証契約先」について、保証要否の一斉点検を行った。

## 具体的な内容

- 本部が「2023年3月31日以前に契約締結した限定根保証契約先」を営業店毎に抽出。全営業店に対象リストを送付し、改めて保証要否の判定を行うよう指示した。
- 判定に際しては安易な判定は行わず、企業の与信総額や取引状況、業況等を踏まえて総合的に判断するよう営業店に指導を実施。判定の結果、保証不要と判定した先に対しては保証人の脱退免除手続きを進め、限定根保証を継続する先に対しては、保証人へ保証締結を必要とした理由等を説明し、顧客説明記録票に記録するよう指示を行った。
- 営業店では2023年9月末までに対象リスト先の保証要否の判定結果を本部に報告しており、その結果、**既存の限定根保証契約先全体のうち、4割弱を保証不要と判定**。今後は本部と協議し保証解除(もしくは保証期限更新をしない)を検討していく。

## 事例 26

## 地域銀行

本部のモニタリング

徴求判断の検証

継続的な周知

説明態勢の検証

営業店への個別指導

事例の横展開

## 取組の概要

- プログラムの公表を受け、経営者保証の徴求に関して本部モニタリングを実施することとした。

## 具体的な内容

- 本部稟議については、案件段階で本部の審査担当者が経営者保証徴求の適切性について検証し、必要に応じて保証条件再検討を指示。
- あわせて2023年4月以降、新規実行先等で保証人を徴求している全先について、保証人に対する説明の有無や適切な説明が行われているかについてモニタリングを開始。説明漏れが発生した営業店や、改正された監督指針の理解が不十分な営業店に対しては個別に勉強会の実施を要請し監督指針の浸透・定着を促進。

## 事例 27

## 地域銀行

本部のモニタリング

徴求判断の検証

継続的な周知

説明態勢の検証

営業店への個別指導

事例の横展開

## 取組の概要

- 法人と経営者個人の一体性が強い取引先が多い中で、可能な限り一体性の分離をチェックし、経営者保証に依存しない融資の更なる促進を進めるため、経営者保証の徴求判断を行う「経営者保証ガイドライン確認チェック表」を改定し、本部モニタリングを実施している。

## 具体的な内容

- 経営者保証徴求の判断が必要な案件は、全先について融資実行後に「経営者保証ガイドライン確認チェック表」を速やかに本部で提出を受け、保証徴求の判断内容、顧客への説明状況、説明した結果等について適切性を検証している。
- 検証の結果、チェックリストにおける判断根拠や保証人を徴求する場合の契約締結時説明（保証契約書記入時）に修正が必要な場合には個別指導を行い、指導内容について必要に応じ全店向けに都度注意喚起メールを発信している。

## 事例 28

## 地域銀行

本部のモニタリング

徴求判断の検証

継続的な周知

説明態勢の検証

営業店への個別指導

事例の横展開

## 取組の概要

- 2023年6月、保証人向け説明の適切性や、お客様の理解度・納得度を確認する目的で、「お客さまアンケート」を開始。

## 具体的な内容

- 本部のモニタリング部署が毎月テーマ（若手行員が融資した先など）を決めて、アンケートの対象先を選定。**「適切な説明があったか」、「説明内容にご納得頂けたか」を確認するため、保証人を取得して融資を行った先のうち約2割程度にアンケートを送付している。**
- アンケートの結果は月次で取りまとめ、「説明を受けていない」等の回答があった場合は全先について個別に指導している。顧客の中には改めての説明を要望しない人もいるが、そういった場合であっても、何か別の機会に再説明を実施するよう営業店に指示を行い、対応完了まで本部にてフォローしている。

## 事例 29

## 地域銀行

本部のモニタリング

徴求判断の検証

継続的な周知

説明態勢の検証

営業店への個別指導

事例の横展開

## 取組の概要

- 本部主導により、プログラムの現場（第一線）への浸透を促進する取組を実施した。

## 具体的な内容

- 経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向け、営業現場の第一線まで（一層の）浸透・定着を促すために、**継続的に各種会議及び勉強会において周知徹底を励行**。また、融資案件審査時において「経営者保証チェックシート」の検証等を強化し、**OJT で浸透・定着を図っている**。
- 当行の取引先は小規模企業が大半であり、（法人個人の）資産・経理の分離ができていないケースが多いことから、**営業店臨店時（月2～3カ店）には、どのような状態となった場合に資産・経理の分離ができていると判断できるのか、事例を交えながら判断基準についての指導**を行っている。

## 事例 30

## 地域銀行

本部のモニタリング

徴求判断の検証

継続的な周知

説明態勢の検証

営業店への個別指導

事例の横展開

## 取組の概要

- プログラムの策定や金融庁の監督指針改定、近隣他行状況も勘案し更なる経営者保証に依存しない融資の取組が必要と認識し、保証取得の検討体制を強化。

## 具体的な内容

- 毎月の業務連絡にて、**前月の営業店別の無保証融資の割合を営業店向けに通知**、ガイドラインに基づいた保証要否判定の徹底を依頼。
- 支店長向け会議にて、経営者保証を前提としない融資姿勢の徹底が必要な旨を周知。

## 事例 31

## 地域銀行

本部のモニタリング

徴求判断の検証

継続的な周知

説明態勢の検証

営業店への個別指導

事例の横展開

## 取組の概要

- ガイドラインや特則、改正民法（債権法）施行、コロナ禍などの近年の個人保証を取り巻く外的環境や経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた政府要請等を踏まえ、「ガイドラインの柔軟な運用を可能とする仕組み」を構築、体制を再整備し、真に経営者保証の“必要性”を検証する態勢の強化や、経営者保証の代替手法の明確化などについて運用を開始した。

## 具体的な内容

- 新規融資など「経営者保証の徴求を検討する機会」において、「**融資取引＝経営者保証徴求ではない**」という考え方を明確化し、“法人代表者＝保証参加”という「安易な経営者保証の徴求」の考え方や過去からの融資慣行を払拭（再徹底）。各種説明会や情報発信によりガイドラインに関する「**継続的な啓蒙・周知**」を実施するとともに、**本部によるオフサイトモニタリングにより取組状況の管理・指導**を実施。
- 金利引上、担保取得などの代替手法を明確化し、「『財務基盤の強化』の要件未充足先」への代替手法の事前説明手続きを追加。



## 事例 32

## 信用金庫

本部のモニタリング

徴求判断の検証

継続的な周知

説明態勢の検証

営業店への個別指導

事例の横展開

## 取組の概要

- 地域金融機関としてプログラムの趣旨をよく理解し、安易な個人保証に依存した融資を抑制すると共に、事業者・保証人の納得感を向上させるべく、組織的な態勢整備と浸透・定着を図る取組を実施した。

## 具体的な内容

- 全職員に対してガイドラインが早期浸透・定着に資するため、令和5年6月から2ヶ月間に亘り、管理職自ら実務対応できる様、また部下指導が行える様に、**営業店及び本部の管理職が率先して通信講座(ガイドライン徹底理解講座)を受講した。**
- ガイドラインの趣旨や改正点の早期周知・浸透に資するため、「経営者保証ガイドライン対応マニュアル」を新設すると共に、周知・理解不足等を是正するため、**所管部が実施する臨店に於いて、その趣旨や改正点、説明スキーム、書式の記載方法等について実務的な指導を行った。**

## 事例 33

## 主要行等

本部のモニタリング

徴求判断の検証

継続的な周知

説明態勢の検証

営業店への個別指導

事例の横展開

## 取組の概要

- プログラムの公表や監督指針の改正を受け、取得する必要のない無用な保証を取得しないよう周知等を実施。

## 具体的な内容

- 不必要な保証を取得しないことを徹底する旨、社内の業務連絡に加え、全店注意喚起メールで周知。
- 実務担当者向けのQ&Aや説明記録の好事例・悪事例等を掲示**し、改正後監督指針の浸透・定着化を図っている。

## 事例 34

## 地域銀行

本部のモニタリング

徴求判断の検証

継続的な周知

説明態勢の検証

営業店への個別指導

事例の横展開

## 取組の概要

- 従来、根保証の更改については稟議を不要としていたが（解除の場合は稟議決裁を必要としていた）、根保証更改の検討が不十分のまま前回と同様の根保証契約を求めるケースが見受けられるといった問題を認識し、根保証の更改の審査フローの変更を検討した。

## 具体的な内容

- 保証契約に関しては、**根保証継続や極度額変更についても、稟議決裁を受けてから取り扱うように事務取扱を変更。**
- この結果、行内の審査帳票である『保証人徴求に係るチェックリスト』を活用してガイドライン3要件を検証したうえで、保証の必要性を検討する態勢が強化された（**従前は本部が関与しなかった根保証更改の是非を本支店で検討**）。
- チェックリストは、主なチェックポイントを示したうえで、ガイドライン3要件のどの部分が不十分かを明確にする内容としている。判定の結果、根保証契約を要すると判断した場合は、顧客に対してチェックリストにより整理したガイドライン未充足部分を説明している。また、本支店で未充足と判断した具体的な状況（銀行が課題と考えている事項）は、可能な限り説明を行い、保証契約の必要性の理解が得られるようにしている。

## 事例 35

## 地域銀行

本部のモニタリング

徴求判断の検証

継続的な周知

説明態勢の検証

営業店への個別指導

事例の横展開

## 取組の概要

- 当行における経営者保証に依存しない融資の割合は増加基調にあるものの、店舗によって取組に差が生じていること、新任営業・融資担当者が増えていることから、ガイドラインの主旨について再確認する必要があった。

## 具体的な内容

## &lt;周知徹底の手法&gt;

- 支店長、営業担当者、融資担当者を対象とする行内オンライン研修の実施
- 全行員を対象とした通信教育の受講を推奨**（全行員の約60%が受講申込）
- 顧客からの融資相談時や経営者保証に関する相談時に加え、年1回の信用格付時にガイドライン3要件について再確認し既往経営者保証の見直しを実施（融資申込時チェック表、格付申請時添付帳票を改正）
- 取組状況について、**支店長会議、担当者会議等にて都度説明するとともに、個別指導を継続**